

規範理由は還元不能な概念なのか

鴻 浩介

1. 序論

現代のメタ倫理において、最も普遍的に用いられ、かつ最も中心的とみなされている概念は何か。ひとつのきわめて有力な候補は、「理由 (reason)」である¹。たとえば道德に関する実在論／反実在論の争いが、今では多くの場合道德的理由の存在論という形に翻訳されて議論されているように、理由は、すぐれて普遍的な概念装置として今日のメタ倫理研究者たちに豊用されている²。このような状況は、たとえば、ラズによる次の一節によく象徴されている。

およそ規範的なものの規範性 (normativity) はすべて、それがいかにして理由であるのか、或いはいかにして理由を提供するのか、或いはいかにして他の何らかの形で理由と結びついているのか、という点に存している。例えば規則、権威、道德の規範性を考えてみよう。これらの規範性は、規則というものがある特別な種類の理由であるという事実、正当な権威から発せられた命令は理由であるという事実、そして道德的考慮事項は妥当な理由であるという事実それぞれに存している。ゆえに規範性を説明することとは究極的に、理由であるとはどういったことかを説明することであり、また理由にまつわる関連したパズルの説明をすることなのである。(Raz 1999, 354-5)³

すべての規範性は理由にかかわる、というこのような仮説は、現代ではかなり広く受け入れられているものである。だがこの仮説自体の妥当性を論じることは本稿の目的ではない。本稿が問題にしようとしているのは理由の概念的普遍性というテーゼではなく、還元不可性というテーゼだからである。この二つが独立であることは疑いないだろう。ラズのような立場がたとえ正しかったのだとしても、そのこと自体は理由が他のどの概念よりも基礎的で、他に還元できない概念であるということを必ずしも示しているわけではない。理由それ自体にさらなる概念的な分析を加えることは、もちろん可能であってもおかしくはない。

しかしながら実際は、規範性をめぐる議論において理由を中心におく論者たち

はしばしば同時に、理由こそが根本的な規範的概念であり、この概念をこれ以上他の概念に還元して分析することはできない、という反還元主義の立場をも採用する。代表的な例はスキャンロン (Scanlon 1998)、ダンシー (Dancy 2003)、およびパーフィット (Parfit 2011) である。

彼らは正しいのだろうか。理由の概念を何らかの形でさらに分析することは不可能なのだろうか。実のところ、そのような分析の試みはいくつか存在しているのである。本稿ではそのうちでも有力と考えられる、理由を「価値」および「説明」の二概念によって分析する戦略と、「べき」および「説明」の二概念によって分析する戦略の二つを検討する。この作業を通じて、理由そのものの本性にさらなる光が当てられるだろう。予告すると、本稿は今挙げたうちの後者の分析をある形で支持することになる。すなわち本稿は、理由の概念は還元的に分析可能であるという見解に与するものである。

2. 準備——規範理由と説明理由

本格的な検討作業にとりかかる前に、準備作業として明確にしておかなければならないことがある。正確に言えば、前節で単に「理由」と呼んできたものは、大きく分けて二種類に区別される理由概念のうち的一方にすぎない。それは規範理由 (normative reason)、あるいは正当化理由 (justifying reason) と呼ばれる概念である⁴。その名の通り、規範理由は規範的な文脈において、人間の行為や心的状態を正当化したり、その逆を行ったりするために用いられる⁵。「強い者には弱い者を助ける理由がある」「理由もなしに他人のプライベートに干渉してはならない」などといった用法を思い浮かべることで、規範理由というもののイメージを掴むことができるだろう。

規範理由が理由の唯一の種類でないということは、少し反省すればわかる。明らかに、何ら規範性を伴わないような文脈においても我々は理由という概念を正当に用いることができる。「夕焼けが赤い理由は太陽光の入射角にある」とか「これらの命題は実は同値である。その理由は次のとおり」といった発話を行うにあたって、我々は理由に言及することで何かを正当化したり批判したりしているのではない。むしろこれらのケースにおいて理由は、ある事実がなぜ成立しているのかを説明する (reasons that explain why)、という役割を果たしているのである。このような理由を一般に、説明理由 (explanatory reason) と呼ぶ。説明理由は端的に「なぜならば」という形式をとる説明において説明項として用いられている

もの、を表す概念であり、そこには因果的な説明における説明項（つまり原因）も、非因果的な説明における説明項も、まとめて含まれる⁶。なお、ここでいう説明とはまさにある事実が他のある事実によって事実たらしめられる、という形而上学的な事実化関係（making-it-the-case relation）を意味するものであり、我々人間の間で言語行為として行われる説明そのもののことではない。

なお、規範理由と説明理由はともに関係的な概念であることを注意しておく。つまり、規範理由は常に何かについての規範理由でしかありえないし、説明理由も何かについての説明理由でしかありえないということである（cf. Alvarez 2010, 32-7）。そして、ある単一の事実がある別々の（あるいは同一の）対象に対して規範理由・説明理由両方の役割を果たすことも当然ありうる。たとえば雨が降っているという事実は路面が濡れていることを説明する、説明理由であるだろう。しかしそれは同時に、路面が濡れているという信念を正当化する規範理由でもあるはずだ。

さて、規範理由と説明理由の二分法は現在、きわめてポピュラーなものである⁷。しかし素朴に考えて、なぜこうもはっきりとした差異を持つ二つの概念がともに「理由」の一種なのかという疑問が生じよう。正当化することと説明することは端的にいつて別々の事柄である。もし規範理由と説明理由に何らかの共通項が存在しないのだとするならば、両方ともを理由と呼ぶことにどのようなポイントが残されているのだろう。

この疑問は実際、私の考える限り、規範理由に関する反還元主義にとって真剣に取り扱われねばならないものとなる。この点も論じつつ、次節では反還元主義の主張を改めて明確にしてゆこう。

3. 支持者としての規範理由——反還元主義

反還元主義の代表者の一人スキャンロンは、規範理由（彼は単に理由と表現しているが）の概念について次のように述べる。

私は理由の概念を基礎的なものとみなす。何かの理由であることとはどのようなことか、それを説明しようとするいかなる試みも、同じ考えへと戻ってゆくように私には思われるのだ。つまり、何かを支持する（counts in favour of）考慮事項という考えである。「どのように支持するのか？」と誰かが問うかもしれない。「理由を提供することによって支持するのだ」というのが、これに

対する唯一の答えであるように思われる。(Scanlon 1998, 17)

彼に限らず、ほとんどの反還元主義者は正当化する、或いは支持するという関係によって規範理由を定義する。特に意味において違いはないが、一般に彼らが好むのは支持するという表現のほうなので、こちらを用いて彼らの見解を定式化しておこう。なお規範理由が支持しうるとみなされるものには行為のほか、意図、信念、時には感情といったものも含まれるのだが、以下では簡単のため、行為の規範理由に話を絞ることとする。

(規範理由＝支持者テーゼ)

RはPにとって ϕ することの規範理由である \Leftrightarrow RはPが ϕ することを支持する

さて、きわめて当然ながらこのような定式化は、規範理由の本性にほとんど光を当てるものにはなっていない。「規範理由である」を「支持するものである」に言い換えたところで、有用な情報は手に入らない。反還元主義者たちはこの状況をはっきりと受け入れる。ダンシーは、自分にできることはこの概念を分析することではなく、すでに知っているはずのこの概念をうまく使えるようになるまで人々を訓練することだ、と述べてさえいる (Dancy 2003, 101)。

それでも彼らがこの立場を堅持しようとするのは、根本的にネガティブな動機に基づいてのことである。上のスキャンロンの叙述でも表れていたように、彼らは皆、規範理由の概念を還元的に分析しようとする試みが一律に失敗せざるをえないと信じるがゆえに反還元主義の立場へ行き着いている。反還元主義は、還元的な戦略がすべて望みなしと判明した際に採用される、いわば最後の選択肢というべきである。

他方、反還元主義をできるかぎり避けるべき理由はすぐに提示することができる。情報価値がないということをとえ措くとしても、この立場は理由の概念を根本的に二義的にしてしまうという難点があるのだ。前節最後で述べた通り、規範理由と説明理由にどのような共通項があるのか、というのは一つの答えられるべき問いであった。反還元主義は規範理由、あるいは支持という関係をまったく分析不能なものとして扱ってしまっているがゆえに、彼らがこの問いに答えることは困難である⁸。

先回りして述べておくと、私がここで提示している問題は、しばしば議論され

る行為の規範理由と説明理由の存在論的同一性というテーゼとはまったく関係がない。たとえば私は手にとったジュースの箱に「一日分のビタミン配合」と書いてあるのを見つけ、「これはいい」と思ってそのジュースを買い、飲むとする。このとき、ジュースに豊富なビタミンが含まれていることは、私がジュースを飲むことを支持しており、その規範理由となっている。では、私がジュースを飲むことの説明理由は何であろうか？ スミスのような論者はここで、ジュースに豊富なビタミンが含まれているという私の信念がそれである、と答える (Smith 1994)。これによると規範理由が世界に関する事実一般であるのに対して、説明理由は行為者の心的状態であり、それぞれは別個の存在者と結論される。対してダンシーなどは、説明理由も規範理由と同一の事実、すなわちジュースに豊富なビタミンが含まれていることだと考える (Dancy 2000) ⁹。

いずれの立場が正しいにせよここで重要なのは、このような意味において規範理由と説明理由が「同一」なのか否かということは今の問題とはまったく関わっていないという点だ。この論争で問題となっているのは規範理由であるところのものと説明理由であるところのものが存在者として同一なのか否かということであって、規範理由と説明理由が概念として同一なのか否かということではない。むしろこれらが概念的に別物だということは、前提されてさえいると言ってもよいように思われる。ゆえに、たとえ存在論的同一性を主張するダンシーのテーゼが正しいものであったのだとしても、それは彼の反還元主義が規範理由と説明理由の共通項を示していない、言い換えれば理由一般の概念的特徴を明らかにできていないという批判に答えるものにはなっていないのである。

4. 価値的事実の説明理由としての規範理由

前節で論じた通り、反還元主義には少なくとも二点の問題点があった。ひとつは単純に、議論を前進させられていないということ。もうひとつは、説明理由との共通項を明らかにできていないということ。

ここで、この二つの難点を同時に解決する方策がある。すなわち、規範理由を説明理由の一種として分析するのである。この還元戦略によれば、まず理由とは一般に、何かに対して説明項の関係にあるものという形で定義される。その上で、被説明項が何らかの特殊な性格のものであった場合にその説明項を規範理由と呼び、それ以外の場合においては単に説明理由と呼ぶ。このように整理すれば、規範理由に有意味な分析を加えつつ、同時に理由一般に共通する特徴（すなわち説

明関係)をも明らかにできたことになる。

そうなると問題は、規範理由を特徴付ける被説明項に何を持ってくるかである。ここで浮上する一つの候補は、価値 (value) あるいは善さ (goodness) の概念であろう (以下では議論のため、この二つの用語は同義なものとして用いる)。すなわち、こうである。

(規範理由＝価値的事実の説明理由テーゼ)

R は P にとって ϕ することの規範理由である \Leftrightarrow R は、 ϕ することには P にとって価値があるという事実の説明理由である

ウェイの提案した用語法に則り、この戦略を規範理由に関する価値先行的 (value-first) なアプローチと呼ぶことができよう (Way 2013, 28)。価値先行的アプローチはしばしば、かつて善さの概念をすべての規範的概念の基礎に位置する分析不能概念とみなしたムーアの志を受け継ぐものとみなされる (Brunero 2012; Way 2013)。

このアプローチは規範理由に対して有意味な還元的分析を行っているし、一見した所では直観的にももっともらしい。「あなたにはこのジュースを飲む理由がある。それは、このジュースにはビタミンが豊富に含まれているということだ」を、「あなたがこのジュースを飲むことには価値がある。なぜならば、このジュースにはビタミンが豊富に含まれているからだ」に換言しても、問題が生じそうには見えない。

では、これで問題は解決したのだろうか。実はそうとは言えない。価値先行アプローチにはある根本的なレベルの問題点が指摘されている¹⁰。これを予め一言でまとめるならば、価値は一般に評価的 (evaluative) な概念として理解されているのに対し、規範理由はむしろ当為的 (deontic) な概念であるように思われる、ということになる。

評価的／当為的の区別は倫理学においては頻繁に用いられるものである。ほとんどの場合、「善さ」または「価値」が評価的概念の代表として、「正しさ (rightness)」または「べし」が当為的概念の代表として扱われる (e.g. Dancy 2000; Smith 2005; Schroeder 2009; Tappolet 2014)¹¹。そこでまずは「善さ」と「べし」の比較を通じて、評価的概念と当為的概念の差異として典型的に挙げられるポイントを確認してみよう。(1) まず最もよく言われることだが、「べし」は「できる」を含意するのに対して「善い」は「できる」を含意しないと考えられる。これと明白に関係

した点として、さらに (2) 「べし」は直ちに責任の概念に結びつくが、「善さ」は少なくともそれほどの密接さで責任概念と結びつかない。次に、(3) 何かをする「べき」だという判断は行為者の熟慮を直接的に完結させ、何らかの振る舞いを導くのに対し、何かをするのが「善い」という判断は必ずしもそうではない。つまり、当為的判断のほうがより強い意味で実践的である。

この他にも両者の違いを指摘することはできるが、今の議論にとってはさしあたりこれで十分である¹²。私見を交えて一言でまとめれば、当為的概念とは一人称的な熟慮・二人称的な助言（あるいは、場合によっては、命令）という様態を起源とするものであり、それゆえに行為者の能力といった概念とも本来的に結び付きが強い¹³。それに対し、評価的概念はまさに三人称的な評価、たとえば賞賛といった様態をむしろ本来の在処としている、ということになると思われる。

以上の次第だとすれば、評価的概念と当為的概念はともに広い意味での規範的概念でありながら、そのあり方は十分に異なっている。ゆえに、当為的概念を評価的概念に還元する、或いはその逆を行うことは困難だと直ちに予想できる。すでに述べた通り、価値あるいは善さの概念は評価的概念の代表であった。そこで問題なのは、規範理由の概念が果たして評価的なのか、当為的なのかということである。

そして実際のところ、規範理由が評価的ではなく当為的な概念であると考えることには十分な根拠がある。まず、「Pにはφする理由がある」が「Pはφすることができる」を含意する、というのは相当にもっともらしい (cf. Streumer 2007)。一つには、それが相手の能力を超えたことであると知りつつもなお「あなたにはそうする理由がある」と述べるのは不自然な発話である。また、無生物のようにそもそも行為などの能力を持たない対象について規範理由を帰属するのも奇妙だ。「あの山が噴火したことには理由がある」とは言っても、「あの山には噴火する理由があった」とは通常言わないのである¹⁴。これらと同様の根拠により、規範理由が（価値概念に比べても）責任概念と深く結びついていることも見て取れる。

最後に熟慮との結び付きであるが、これに鑑みても規範理由を当為的概念として扱うことには根拠がある。「べし」とはまた異なった形であるが、規範理由が熟慮と固有の形態で結びついていることは広く知られている。というのも、規範理由とはまさに我々行為者の熟慮、ないし推論において考慮事項 (consideration) として登場しうるようなものでなければならない、という前提は極めて多くの論者に受け入れられているからだ。これをサールは次のようなスローガンの形で表現する。「あなたは理由によって推論することができるのでなくてはならない (you

have to be able to reason with reasons)」(Searle 2001, 104)¹⁵。これを継承して明確化したものをコロドニーは「一般化された内在主義の要請 (Generalized Internalism Requirement)」と呼び、いわゆる規範理由の「内在主義者」、「外在主義者」双方を含む多くの論者によって論争の余地のないものとみなされていると断じている (Kolodny 2005, 548-549)。他方、価値概念について同様の要請が成り立つという見解は、少なくとも一般に受け入れられてはいない。

以上が正しいのだとすれば、規範理由は価値とは異なり当為的な概念であると考えることが正当化される。その帰結として、上記の「規範理由＝価値的事実の説明理由テーゼ」は誤りと結論できる。むしろ価値先行アプローチの側からは、テーゼを棄却するのではなく修正するという道があるかもしれない。例えば双条件法の後件に直接、「P は φ することができ、かつ R によって熟慮することができる」という条項を付け加えることが提案されるかもしれない。しかしこれは見事なまでにアドホックである。価値、および説明という概念そのものの本性とは関係のないこのような条項を付け加えることは、まさに当のテーゼを守れるという事実以外の何者によっても正当化されないからである (Brunero 2012, 822)。

以上より私は、価値先行アプローチは成功していないと結論したい。

5. 当為的事実の説明理由としての規範理由

前節での私の観察が正しいならば、価値先行的アプローチの訂正すべき点は明白である。還元の形式は継承したまま、価値の概念を適切な当為的概念によって置き換えればよいのである。

すでに述べた通り最も代表的な当為的概念は「べし」であるのだから、自然に浮上してくる候補は次のものである (以下では簡単のため、「べし」を含むような命題や事実を単に当為的命題・当為的事実と呼称する)。

(規範理由＝当為的事実の説明理由テーゼ)

R は P にとって φ する規範理由である ⇔ R は、P は φ すべきであるという事実の説明理由である

これはブルームが検討しているテーゼである (Broome 2003, 2013) が、これまで論じてきた理由から、私は彼の分析が最も正しい方向を向いていると考えている。以下本節では、ブルームとともにこのテーゼを洗練させつつ擁護を試みる

る。

まず上のテーゼで問題となりうるのは、「Pは ϕ すべきである」が事実でありうる
ことが前提されている点であろう。これが当為的事実に関する強い実在論を要
求するものであるのだとしたら、上のテーゼはかなり負荷の大きいものになる。

ブルームはこの点をはっきりと認識している。だが同時に彼が述べているのは、
このテーゼが要求する実在論は当為的事実の意味論的実在論という弱いものに限
られているという点だ。「もしあなたが、そのような事実 [当為的事実] など存在
しないと考えるのならば、代わりに私は「べし」に関する真理 (ought truths) に
ついて語っているのだと思ってくれればよい。もしあなたがそのような真理など
存在しないと考えるならば、この論文はあなたにとってはあまり意味がわからな
いものになるかもしれない」(Broome 2003, 31)。上のテーゼでは当為的事実と
いう表現を使っているものの、これを受け入れるためにたとえば、そういった独
特なカテゴリーに属する存在者を文字通り認めるような存在論的実在論にコミッ
トする必要は全くなく、ただ当為的命題が真理値をもちうるという点さえ認めれ
ばよいのである（この点を明示したいのならば、双条件法の後件を「Rは、Pは ϕ
すべきであるという命題が真であることの説明理由である」と読みかえてもよ
い）¹⁶。一般的に意味論的実在論を拒否することは表出主義をとることと同一視
されるので (cf. Finlay 2007; Parfit 2011)、ブルーム的方向性は当為的判断の表出主
義をとる論者にとっては確かに閉ざされている可能性がある¹⁷。これは認めねば
ならない。しかし言い方を変えれば、少なくともその他の全ての立場——プラグ
マティズム、誤謬説、自然主義的実在論、非自然主義的実在論、準実在論といっ
た——をとる論者たちにとっては、この道は開かれているのである¹⁸。

さて、別のポイントに話を移そう。この問題は一言で言うと、規範理由は凌駕
(outweigh) されうるということに由来する。たとえば次のような状況を考えて
みよう。私は甘党であり、そのことはチョコレートを食べる規範理由である。し
かし私にはチョコレートを食べない規範理由もあり、それは私が糖尿病だとい
うことである。両方の理由の重大性を考えあわせたとき、前者は後者に凌駕され
るため、結局私はチョコレートを食べるのを避けるべきである。以上の状況で、
甘党であるという事実はどのように分析されるべきであろうか。反対理由に凌駕
されているとはいえ、甘党であることがチョコレートを食べる規範理由でなくな
るわけではない。ところが上のテーゼによれば、もはやこれを規範理由として分析
することはできなくなってしまう。もし規範理由なのだとなれば甘党であるこ
とはチョコレートを食べるべきであることを説明せねばならないはずだが、そもそ

も私は食べるべきではないのである。事実ではないことをどうやって説明しろと
 いうのか。それは定義的に不可能ではないか。

このような問題に対処するためには、テーゼを改良する必要がある。ブルーム
 は、次の形のものを支持している (Broome 2013, 53)¹⁹。

(規範理由＝当為的事実の説明理由テーゼ2)

RはPにとって ϕ する規範理由である \Leftrightarrow Rは、Pは ϕ すべきであるとい
 う事実、Pは ϕ しないべきであるという事実、Pは ϕ すべきであるわけでも
 ϕ しないべきであるわけでもないという事実のいずれかの計量的説明
 (weighing explanation) において ϕ を正当化する役割 (for- ϕ role) を果たす

先の例で我々は甘党であることと糖尿病であることの重大性を比較したわけだが、
 このように規範理由の重みが比較され、最終的に ϕ すべきか否かが決定されるよ
 うな形式の説明をブルームは計量的説明と呼び、秤の両皿に重りを乗せていった
 結果どちらかの皿が下がるといった機械的説明とのアナロジーで導入している²⁰。
 このテーゼ2によって、私達は凌駕された規範理由も正しく規範理由として扱え
 るようになる。私はチョコレートを食べるのを避けるべきなのだが、その事実の
 計量的説明において甘党であることは依然として、食べることを正当化する側の
 役割を果たし続けていると考えられるからだ。秤のアナロジーで言えば、甘党で
 あることは上がった側の皿に乗った軽い重りなのである。ちなみに「 ϕ すべきで
 あるわけでも ϕ しないべきであるわけでもない」状況は概ね、「秤が釣り合った」
 状況を指す。

さて、テーゼ2について述べておくことが二つある。まず、実はブルームはこ
 れを最初のテーゼの改良版として扱っているわけではない。彼はむしろこれらを
 並行的に扱い、最初のテーゼに当てはまる理由とテーゼ2に当てはまる理由をそ
 れぞれpro totoな理由、pro tantoな理由と呼び分けている (Broome 2013, 50-3)。し
 かしこのような選言的定義は、規範理由の不可解な「二重計上」をもたらす可能
 性がある、という批判が提示されてきた。先の例を改変し、私はもう一つチョコ
 レートを食べる規範理由を持っていたのだとしてみよう。例えば、このチョコ
 レートは私の娘がくれたプレゼントなのだ。そしてこの規範理由を加えれば重さの
 バランスは逆転するので、私はチョコレートを食べるべきであるとする。それぞ
 れの規範理由はそれだけでは、チョコレートを食べるべきであるという当為的事
 実を説明するのに十分ではないので、pro tantoな理由ということになる。しかし

これらを合わせた連言的事実はこの当為的事実をまさに説明するものであるから、*pro toto*な理由である。だがそうだとすると、私はここで二つではなく、三つの規範理由を持っていることになってしまう。これはきわめて奇妙である (cf. Brunero 2012, 809-12)²¹。このような帰結を防ぐため、私自身はむしろテーゼ2のみを採用すべきなのではないかと考える。

次に、テーゼ2における「 ϕ を正当化する役割」という概念はまさに反還元主義者たちの考えている「支持する」という役割そのものではないのか、という批判が存在する (Kearns and Star 2008, 42-4)。もしそうだとすればテーゼ2は結局、還元的分析にはまったく成功していないことになる。

しかし、実際にはそうではないだろう。ブルーム本人が述べている通り、この役割はあくまでも説明の構造だけによって同定することができる (Broome 2013, 54)。Rが「 ϕ を正当化する役割」にあるということを理解するためには、計量的説明の構造を理解した上で、Rが「どちらの皿に乗っているか」を理解すればよいのであって、そのために反還元主義が言うところの「支持する」という概念を独立に理解している必要はない。

この点をより明確にし、なおかつテーゼの内容をコンパクトにするため、私は次のようにマイナーチェンジされたテーゼを提案してみたい。

(規範理由＝当為的事実の説明理由テーゼ3)

RはPにとって ϕ する規範理由である \Leftrightarrow Rは、Pは ϕ すべきであるということを実行ならしめる力を持つ

すでに述べている通り、説明関係とは事実化関係そのものである。ゆえに計量的説明において ϕ を正当化する役割を果たしうる、ということは、 ϕ すべきだという当為的事実をまさに事実化する力を持っている、という形にそのまま言い換えられるように思われる。そしてこのテーゼ3を理解するためには、「べし」、「事実化 (あるいは説明)」、「力」という概念さえ理解していればよいのであり、「支持する」という概念の理解は必要ない。私はテーゼ3を、本稿で支持する最終的なテーゼとしたい。

6. 結論

規範理由を説明理由の一種として還元的に分析することは単に規範理由という

概念自体の理解を深めるだけでなく、理由一般の共通項を括り出すためにも有意義である。そこでの被説明項として適切なのは価値という評価的なものではなく、当為的な概念であるところの「べし」であった。また、それぞれが比較可能な強さを持ち、反対者に凌駕されうるという規範理由の特徴を汲み取るためには、さらに力の概念を加え、「規範理由＝当為的事実を事実化する力を持つもの」という形で分析するのが最も有望な方策である。以上がここまでの議論の要約となる。

「理由全盛」の時代を迎える今日のメタ倫理において、規範理由の概念そのものの定義の見直しという作業が持つ重要性は決して小さくない。本稿の結論が正しいとすれば、評価的／当為的という区別のさらなる考察、説明概念の本性の探求、力の概念の分析といったさらなる作業によって、我々はまだまだ理由という概念の理解を深めてゆくことができる。喜ばしいことに、仕事はたくさん残っている。

¹ 英語の Reason は勿論のこと人間の知的能力であるところの理性をも表しうる。理由と理性は当然、きわめて本質的な繋がりを持った概念なのだが、しかし機能において大きな差異があることは明白だろう（「彼にはあなたを助ける理由はない」と「彼にはあなたを助ける理性はない」の意味を比較せよ）。本稿における議論は常に理由の概念のみに集中したものである。

² この流れを決定づけたのは一般に、ネーゲルの著書「利他主義の可能性 (*The Possibility of Altruism*)」であるとみなされている (Nagel 1970)。

³ ラズは 2011 年時点においてもこの考えを全く変えてはいない (Raz 2011, 5-6)。

⁴ このほか、論者によって良き理由 (good reason) という言い方を用いることもある (e.g. Dancy 2000) が、これはテクニカルタームとして用いられているというよりは英語の日常表現に引きつけて理解を助けることを意図したものだろう。日本語でいえば「れっきとした理由」「ちゃんとした理由」といった表現が概ねこれにあたるだろうか。

⁵ 精確に考えれば「正当化」にも、少なくとも二つの意味がある。例えば今、彼女が彼を平手で打ったとする。ここで実は先程、彼が彼女の恩師をひどく侮辱していたという事実があったのだとすれば、その事実は彼女の平手打ちをまさに正当にするもの、或いは少なくとも正当化しうるものとみなされるだろう。これに対して例えば彼女がひどく動転しており、わけもわからず彼を叩いてしまったのだと想定すればどうか。この事実は彼女の平手打ちが結局のところ正当なものだったのだ、と示しているわけではない。しかし動転していたならば仕方がない、ということで彼女の暴力を許容可能にする、或いは免責するといった別の規範的役割はなお果たしうるだろう。そして日本語に関する事実として、我々は両方の種類の現象を「正当化」と呼ぶことがある。本稿において「正当化」は、つねに前者のような現象を指す。

⁶ もし原因という概念を「ある事実の成立がそれに依存するところのもの」という程度に広く理解するのであるなら、説明理由とはまさに原因そのものであると理解してもよいかもしれない。しかし本稿においては現代分析哲学の慣習に従い、原因をより狭く、経験科学的に検証可能なもの等といった含みをもたせた意味で理解する。その意味では、説明理由は因果的なものに全く限られない。

⁷ この区別自体はかなり以前から存在するものだが、それを一般に定着させたのはスミスの功績とみなされることが多い (Smith 1994)。

⁸ 彼らは必ずしも説明の概念を分析不能とみなさなければならぬわけではないのだから、(本稿の続きで検討される立場とはまったく逆に) 説明関係を支持関係によって分析し、説明理由

を規範理由へと還元するという可能性は論理的には開かれている。だが私はこのような可能性を真剣に追求している論者を知らないし、正直に言って追求されるべきとも思わない。

⁹ ダンシーによれば、彼の立場は我々人間がまさに「良き理由のゆえに行為する」ような存在者である、という直観を十全に反映している、とされる。だがこの見解に対しては、我々は時として誤った信念のゆえに行為することがあり、そのような場合をダンシーのような理論はどうやって説明するのか、という有力な批判も存在している。

¹⁰ 以下で提示する価値先行的アプローチへの批判では、主に Brunero (2012, 820-1) を参考にしている。もっとも彼はここで当為的・評価的の区別に明示的に言及しているわけではない。

¹¹ この他たとえば、「望ましき」や「公平さ」などは評価的、「義務」や「禁止」、「要求」などは当為的な概念とされる。ちなみに、「べし」自体にも実は当為的な用法とは別に評価的な用法があると主張されることがある (cf. Schroeder 2011)。これはもっともらしいと私は思うのだが、本稿ではひとまず脇に置き、当為的な「べし」に話を絞る。

¹² 概略のみ述べておくと、この他の違いとしては (4) 評価的概念だけが分厚い (thick) 諸概念を確定者 (determinate) として持っている、(5) 評価的規範性は必然性によって伝播されるが当為的規範性はそうではない、(6) 評価的概念は感情的反応とより深く結びついている、などといったものが指摘される。とはいえ (1~3 も含めてだが) これら一つ一つの差異が完全に論争の余地のないものだとまで主張するつもりは私にはない。ともかく当為的概念と評価的概念を区別することには正当なモチベーションがありそうだ、ということだけが示せば十分である。

¹³ なお私の理解する限り、助言とは対象の熟慮に (何らかの「合理的な」形で) 影響を与えようとする言語行為である、としか考えられない。それが相手の熟慮において受け入れられるかどうかを度外視して発せられるような助言は「助言もどき」であり、むしろ脅し文句 (bluff/brow-beating) と呼ばれるのがふさわしい。おそらくウィリアムズの有名な叙述は、そのようなことを念頭に置いていたものではないかと考えられる (Williams 1979, 87, 95-96; cf. Williams 1995, 39-40)。

¹⁴ 念の為明記しておく、前者の文は火山が噴火したことに説明理由が存在すると述べているだけで、規範理由については何も述べていないものとして意図されている。

¹⁵ ただしサール自身はこれをテーゼとして積極的に擁護するというよりも、仮説の一部として扱っているように見える。

¹⁶ なお周知の通り、意味論的実在論そのものには極めて強力な根拠が存在する。まず当為命題が真理値を持ち得ないのだとすれば、当為命題に関する意見の不一致とか論争というものがいかにして可能なか説明するのが困難となる。また同様に、当為命題を含んだ論理的推論がいかにして可能なかも説明しがたい。いわゆる「フレーゲ・ゲーチ問題」、あるいは「埋め込み問題」である (cf. Schroeder 2008)。

¹⁷ むろん厳密に言えば、表出主義者たちの中にも、彼らなりの真理概念に訴えて意味論的実在論を擁護しようとする論者は存在する。その代表者のひとりにはブラックバーンである (e.g. Blackburn 1998)。

¹⁸ なお、まったく同様の理由から、価値先行的アプローチは少なくとも価値的事実に関する意味論的実在論を含意することになると思われる。

¹⁹ 本稿の文脈にあわせ、原文から多少手を加えている。

²⁰ ただしこのような機械的説明と規範理由の計量的説明の間には、決して完全なアナロジーが成り立つわけではないことにも彼は注意を促している。

²¹ こちらはブルームを批判してではないが、Dancy (2003, 95) も本質的に同様のことを述べている。

[参考文献]

Alvarez, Maria. 2010. *Kinds of Reasons*, Oxford University Press.

Blackburn, Simon. 1998. *Ruling Passions: A Theory of Practical Reasoning*. Oxford University Press.

- Broome, John. 2003. "Reasons." In *Reason and Value: Themes from the Moral Philosophy of Joseph Raz*, Jay R. Wallace, Philip Pettit, Samuel Scheffler, and Michael Smith (eds.), 28–55. Oxford University Press.
- . 2013. *Rationality Through Reasoning*, Blackwell.
- Brunero, John. 2012. "Reasons as Explanations," *Philosophical Studies* 165, 805–24.
- Dancy, Jonathan. 2000. *Practical Reality*, Oxford University Press.
- . 2003. "What Do Reasons Do?" *The Southern Journal of Philosophy* XLI, 95–113.
- Finlay, Stephen. 2007. "Four Faces of Moral Realism," *Philosophy Compass* 2, 820–49.
- Kearns, Stephen, and Daniel Star. 2008. "Reasons: Explanations or Evidence?" *Ethics* 119, 31–56.
- Kolodny, Niko. 2005. "Why Be Rational?" *Mind* 114, 509–63.
- Nagel, Thomas. 1970. *The Possibility of Altruism*, Princeton University Press.
- Parfit, Derek. 2011. *On What Matters*, Oxford University Press.
- Raz, Joseph. 1999. "Explaining Normativity: On Rationality and the Justification of Reason," *Ratio* 12, 354–79.
- . 2011. *From Normativity to Responsibility*, Oxford University Press.
- Scanlon, Thomas M. 1998. *What We Owe to Each Other*, Harvard University Press.
- Schroeder, Mark. 2008. *Being For*, Oxford University Press.
- . 2011. "Ought, Agents, and Actions." *Philosophical Review* 120, 1–41.
- Schroeder, Scott Andrew. 2009. "Divorcing the Good and the Right," Harvard University. (Ph. D. Dissertation).
- Searle, John R. 2001. *Rationality in Action*, The MIT Press.
- Smith, Michael. 1994. *The Moral Problem*, Blackwell.
- . 2005. "Meta-Ethics," In *The Oxford Handbook of Contemporary Philosophy*, Frank Jackson and Michael Smith (eds.), 3–30. Oxford University Press.
- Streumer, Bart. 2007. "Reasons and Impossibility," *Philosophical Studies* 136, 351–84.
- Tappolet, Christine. 2014. "The Normativity of Evaluative Concepts." In *Mind, Values, and Metaphysics. Philosophical Essays in Honor of Kevin Mulligan, Volume 2*, Anne Reboul (ed.), Springer-Verlag, 39–54.
- Way, Jonathan. 2013. "Value and Reasons to Favour," In *Oxford Studies in Metaethics vol.8*, Russ Shafer-Landau (ed.), Oxford University Press, 27–49.
- Williams, Bernard. 1979. "Internal and External Reasons, with Postscript," In *Varieties of Practical Reasoning*, Elijah Millgram (ed.), The MIT Press, 77–97.
- . 1995. "Internal Reasons and the Obscurity of Blame," In *Making Sense of Humanity*, Cambridge University Press, 35–45.